

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和元年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	平 成 30 年 平 均	30 年 11 月 分	30 年 12 月 分
(製造業)										
窯業・土石製品製造業		26		3.6	27	283	255	243	223	
	セメント・同製品製造業	27	セメント、生コンクリート及びコンクリート製品等の製造を行うもの	2.9	31	261	239	233	225	
	その他の窯業・土石製品製造業	28	窯業・土石製品製造業のうち、27に該当するもの以外のもの	3.9	25	292	262	248	222	
鉄 鋼 業		29	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼の製造を行うもの並びに鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等の製造を行うもの	3.6	28	290	204	167	154	
非鉄金属製造業		30	鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行うもの、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行うもの並びに非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品の製造を行うもの	3.5	30	250	244	223	202	
金属製品製造業		31		4.3	28	296	253	230	215	
	建設用・建築用金属製品製造業	32	鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅及び建築用金属製品の製造を行うもの並びに製缶板金業を営むもの	3.7	18	251	182	183	176	
	その他の金属製品製造業	33	金属製品製造業のうち、32に該当するもの以外のもの	4.5	32	316	283	251	232	
はん用機械器具製造業		34	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	5.7	35	324	357	327	303	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和元年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が平成30年分のものとは異なる業種目などについては、平成30年11月分及び12月分の金額は、平成30年分の評価に適用する平成30年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、平成30年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和元年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和元年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】															
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	平 成	2 月 分	3 月 分	4 月 分	令 和	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分		
				31 年				元 年									
				1 月 分				5 月 分									
(製造業)																	
窯業・土石製品製造業		26	217 239	226 240	225 240	229 242											
セメント・同製品製造業		27	218 239	224 239	230 238	232 239											
その他の窯業・土石製品製造業		28	216 239	226 240	222 241	228 243											
鉄 鋼 業		29	150 199	160 198	160 196	161 196											
非鉄金属製造業		30	193 234	214 235	213 235	210 235											
金属製品製造業		31	210 246	216 246	217 246	220 246											
建設用・建築用金属製品製造業		32	171 175	177 176	180 176	180 177											
その他の金属製品製造業		33	226 277	233 277	233 276	238 276											
はん用機械器具製造業		34	294 334	308 335	304 336	315 338											